

Ⅱ 農山漁村の活性化

1 地方再生に向けた農山漁村活性化対策の展開

活力ある農山漁村の再生に向けて、「地方再生戦略」（平成 19 年 11 月 30 日地域活性化統合本部会合）に即し、地域リーダーの育成やアドバイザーからの指導・助言による地域活性化を担う人材の育成、祭りや伝統文化の保全・復活等による集落の再生、農商工連携など、地域の主要産業である農林水産業を核とした地域経済の活性化に向けた取組を積極的に支援する。子ども達の農山漁村での宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、将来的に、毎年、全国 1 2 0 万人（1 学年規模）の小学生が参加できるよう、モデル地域における受入体制の整備を推進する。

また、「立ち上がる農山漁村」や「オーライ！ニッポン」等の優良事例を分析し、ネットワーク化を進めることにより、全国的な取組への発展を図る。

「農地・水・環境保全向上対策」による創意工夫を生かした地域活動や環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進、中山間地域等の条件不利地域への支援等を通じて、豊かな田园環境を保全し、活力ある農山漁村地域の実現を図る。

さらに、農山漁村の活性化に向けて、農協等の意思決定過程及び農業経営への女性の参画を促進し、農山漁村における男女共同参画を推進する。

2 農林水産業と食品産業等の連携の強化

第 169 回国会に提出した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案」により、農林漁業者が中小企業者と連携して行う先進的な農商工連携の取組を支援する。また、流通業、外食産業、観光産業等のノウハウを活用した消費者ニーズに即した商品開発や販路拡大の取組を支援する。さらに、農林水産業と商工業等のそれぞれの技術や特徴等を活用する農商工連携のモデル的取組を選定した「農商工連携 88 選」を作成し、その内容を積極的に紹介する。

産地と研究機関、民間企業の力を結集して新食品・新素材の事業化を図る取組を支援することにより、新たな需要を創出する。

3 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

平成 20 年 2 月に施行した「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、市町村が作成する被害防止計画に基づく個体数調整、侵入防止柵の整備等による鳥獣による被害の防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を支援する。イノシシの効率的な捕獲技術や鳥獣を引き寄せにくい営農管理技術など効果的な被害防除技術の開発・普及に取り組む。